

はじめに

農業経営基盤強化促進法は、制定以来、農業構造・経営対策の中心的法律として、重要な役割を果たしてきております。

この法律の中心となつてゐる農業経営基盤強化促進事業は、昭和五十年の農業振興地域の整備に関する法律の一部改正により、市町村の農用地利用増進事業としてスタートし、昭和五十五年制定の農用地利用増進法では事業内容を拡充。平成五年の同法の全面改正による農業経営基盤強化促進法への移行では、「効率的かつ安定的な農業経営」を育成するため、利用権設定等促進事業など各種事業を組み合わせた総合事業として位置づけられ、併せて認定農業者制度の創設や農地保有合理化事業の強化など制度の拡充が図られました。以後、認定新規就農者制度の取り込み、就農支援資金の日本政策金融公庫からの融資、所有者不明農地の利活用のための新制度の創設、認定農業者の活動範囲に対応し市町村の認定事務を都道府県又は国が処理する仕組みの創設などの改正が逐次、行われてきました。

直近では、令和四年に「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律」が成立しました。このうち、基盤強化法改正では、目標地図を含む地域計画の策定（人・農地プランの法定化）、地域計画の達成に向けた農業委員会による農地利用調整活動の積極的な促進、基本方針への「農業を担う者の確保・育成」事項の追加などの重要な制度変更が行われました。また、農地中間管理事業法改正では、地域計画達成に向け、機構による「農用地利用集積等促進計画」の策定（現行の市町村が定める農用地利用集積計画と機構が定める農用地利用配分計画との統合）等の重要な改正を見ました。

今回の改正により、農用地利用増進法の制定以来、継承されてきた利用権設定等促進事業には終止符が打たれました。今後は、新たに措置された地域計画推進事業を推進し、地域計画（目標地図）の策定を通じ、地域の将来の農業の在り方・農地利用の姿、権利移動の方向付けを明確化するとともに、目標地図の実現に向け、地域総がかりで様々な取組みを推進し、機構の農用地利用集積等促進計画を活用して農地の集約化等を進めることが課題となります。

本改訂版は、令和四年の基盤強化法改正の内容を中心に大幅な見直しを行い、その形式は、現場で役立つ手引書となるべく、引き続き一問一答形式としました。本書が様々な場面で皆様に活用頂ければ幸いです。最後に、発刊に際しては関係者に多大なご協力をいただきました。ここに厚く感謝申し上げます。

令和六年三月

目次

	I	農業経営基盤強化促進法の目的等	1
	問01	農業経営基盤強化促進法の目的は何ですか。	1
	問02	農業経営基盤強化促進法の仕組みについて教えてください。	2
	問03	農業経営基盤強化促進法第二条に、国・地方公共団体の責務規定を設けている理由は 何ですか。	6
	問04	「農業経営基盤の強化」とは具体的にどのようなことをいうのですか。	7
	問05	食料・農業・農村基本法及び基本計画との関係を説明してください。	8
	II	基本方針及び基本構想	10
	問06	農業経営基盤強化促進法では基本方針や基本構想を定めることとされていますが、そ れらはどうのようなものですか。	10
	問07	効率的かつ安定的な農業経営とはどのような経営をいうのですか。	13
目次	問08	都道府県が定める基本方針と市町村が定める基本構想との関係はどうなるのですか。	14

問009	基本方針の策定・変更の手続きを教えてください。	15
問010	基本構想の策定・変更の手続きを教えてください。	16
問011	基本構想にはどのような事項を定めればよいのでしょうか。	18
問012	基本構想に定める農業経営の指標とはどのようなものですか。	21
問013	基本構想の利用集積の目標はどのような考え方で定めるべきですか。	23
問014	旧基盤強化法による基本方針・基本構想の変更期限はいつまででしょうか。	24
問015	新基盤強化法では基本方針・基本構想の規定事項が拡充されましたが、その内容はどのようなものでしょうか。どのような事項を記載すればよいのでしょうか。	24
問016	基本方針に新たに追加された「農業を担う者の確保及び育成を図るための体制の整備 その他支援の実施に関する事項」では、どのようなことを定めればよいのでしょうか。 また、基本構想の「農業を担う者の確保及び育成に関する事項」では、何を定めたら よいでしょうか。	25
問017	農業経営・就農支援センターを設置する意義を説明して下さい。	26
問018	農業経営・就農支援センターでは、具体的に誰を対象に業務を行うのでしょうか。	27
問019	農業経営・就農支援センターの業務を教えてください。	28
問020	基本方針の「農用地の利用集積に関する目標」の事項が拡充され、「その他農用地の 効率的かつ総合的な利用に関する目標」が追加されましたが、何を定めるのでしょうか	

か。同様に、基本構想の同じ事項では、何を定めるのでしょうか。……………29

Ⅲ 農地中間管理機構特例事業 ……………31

問 021 農地中間管理機構特例事業の内容はどのようなものですか。……………31

問 022 農地中間管理機構とはどのような法人ですか。……………32

問 023 農地中間管理機構特例事業規程とはどのようなものですか。……………34

問 024 農地中間管理機構が行う農地売買等事業とはどのようなものですか。……………35

問 025 農地売渡信託等事業とはどのようなものですか。……………38

問 026 農地所有適格法人出資育成事業とはどのようなものですか。……………40

問 027 農用地利用集積計画は、農地中間管理機構の農用地利用集積等促進計画に統合されま
したが、農地中間管理機構が行う農地売買等事業は今後、どのような手続きで行われ
ることになるのでしょうか。……………42

問 028 地域計画区域内の土地において特例事業を実施する場合の留意点は何でしょうか。……………43

問 029 地域計画区域以外の土地においても、農地中間管理機構は特例事業を実施することが
できますか。……………43

IV 旧農地利用集積円滑化事業

問030 旧農地利用集積円滑化事業が農地中間管理事業に統合された理由について教えてください。……………45

問031 旧農地利用集積円滑化事業の農地中間管理事業への統合・一体化により農地の集積・集約化機能が低下するおそれはないのでしょうか。……………46

問032 改正農業経営基盤強化促進法の施行による農地利用集積円滑化事業に関する規定の失効後、現に農地利用集積円滑化団体が実施中の事業等はどうなりますか。……………48

問033 旧円滑化事業は令和元年に廃止され、農地売買等事業については附則で経過措置が定められましたが、農地所有者代理事業については経過措置等の手当てがされていません。地域によっては、旧円滑化団体等が所有者代理事業を実施している事例がみられます。法的に問題ないのでしょうか。……………50

V 認定農業者制度

問034 農業における経営体育成のポイントとなる農業経営改善計画の認定制度とは、どのような内容ですか。……………51

問 035	認定農業者制度を活用する農業者に対しては、どのようなことを期待しているのですか。……………	57
問 036	市町村等や関係機関・団体は、どのような認識で認定農業者制度を推進していけばよいですか。……………	58
(支援措置)		
問 037	認定を受けた農業者に対しては、どのような支援措置があるのですか。……………	59
問 038	農業委員会による農用地の利用集積の支援は、どのような仕組みで行われるのですか。……………	65
問 039	スーパーL資金は、どのような資金ですか。……………	66
問 040	スーパーL資金を借り入れる場合の担保・保証人の取り扱いはどうなっていますか。……………	69
問 041	スーパーL資金を借り入れる場合に作成される「経営改善資金計画」とはどのようなものですか。……………	70
問 042	スーパーL資金の円滑化融資とはどのような内容のものですか。……………	71
問 043	スーパーS資金は、どのような資金ですか。……………	72
問 044	認定農業者、認定新規就農者に対する農業近代化資金の貸付条件等はどのようなになっていますか。……………	74
問 045	認定農業者に対する農業者年金の保険料助成とはどのような内容ですか。……………	77

(認定の基準)

問046	認定基準の「計画が関係市町村の基本構想に照らして適切であること」を判断する際の具体的ポイントは何ですか。……………	78
問047	基本構想の経営指標にない営農類型は認定できないのですか。……………	79
問048	現在の経営規模が小さい経営も同一の基準で認定するのですか。……………	79
問049	規模拡大を伴わない経営改善計画は、認定されないのでですか。……………	80
問050	目標とする所得水準が、基本構想に示されている水準を下回る場合でも認定されるのですか。……………	81
問051	基本構想の経営指標に現時点で達している経営は、認定されないのでですか。……………	82
問052	認定基準の「計画の達成される見込みが確実であること」とは具体的にどのようなことですか。……………	83
問053	負債額の多寡は、認定の判断に影響するのですか。……………	85
問054	認定基準の「計画が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切であること」とは、具体的にどのようなことですか。……………	86
問055	法律の認定基準とは別に市町村独自の認定基準を定めてもよいのですか。……………	87
問056	認定に際しては、簿記記帳が義務づけられるのですか。……………	88

(認定の対象)

問057	認定の対象になるのは地域の優良経営だけですか。……………	89
問058	人・農地プランの中心経営体から認定申請があった場合、どのように対応すればよいですか。……………	90
問059	認定の対象になるのは、土地利用型農業だけですか。……………	91
問060	農地所有適格法人ではない法人も認定の対象になりますか。……………	91
問061	認定を受けた法人の構成員が、個人としての農業経営についても認定申請した場合、認定を受けることはできますか。……………	92
問062	一度認定を受けた農業者は、再び認定を受けることはできないのですか。……………	92
問063	個人事業として認定を受けた後に法人化した場合、法人として改めて認定を受けなければなりませんか。……………	93
(認定の手続き)		
問064	農業経営改善計画の認定を受けるにはどうすればよいのですか。……………	94
問065	現在、複数の市町村で認定を受けていて、それぞれの有効期間が異なる場合は、どのタイミングで国・都道府県に認定申請をすればいいのでしょうか。……………	95
問066	認定された農業経営改善計画を変更しようとする場合、その手続きはどんなになっていますか。その場合、認定の有効期間は変更認定の日から五年となるのですか。……………	96

問 067	すでに市町村から認定を受けている計画について、営農地域の追加を行う場合、国・都道府県による認定の対象となるのでしょうか。対象となる場合、すでに認定をしてきた市町村にも意見を聴くのでしょうか。その場合の有効期間はどのようになるのでしょうか。……………	97
問 068	農業経営改善計画には、何を記載すればよいですか。……………	98
問 069	関連事業者等に係る農地法の特例措置の具体的内容は何ですか。……………	99
問 070	経営改善計画には、所有・利用する農用地・農業生産施設の全てを記載する必要がありますか。……………	101
問 071	農業経営改善計画に農管用施設の整備に関する事項が追加されました。どのような事項を記載するのでしょうか。……………	102
問 072	農業経営改善計画に係る農地転用許可手続きのワンストップ化とは、どういうことでしょうか。……………	103
問 073	農管用施設の整備に関する事項が記載された農業経営改善計画の農地法の特例等の内容を説明して下さい。……………	104
問 074	農業経営改善計画に係る農地転用許可手続きのワンストップ化の場合には、農地転用許可基準が緩和されるのでしょうか。……………	104
問 075	農管用施設の整備に関する事項が記載された農業経営改善計画の認定申請があった場	

	合の市町村の処理手続きを教えてください。また、市町村による農地転用許可権者（都道府県知事等）への協議以降の流れを説明して下さい。……………	105
問 076	農業用施設の整備に関する事項が記載された農業経営改善計画の事項が数市町にわたる場合の処理手続きはどうなりますか。……………	106
問 077	農用地区域内の農業用施設の整備のための転用に当たっては、農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の用途区分の変更までがワンストップ化されるのでしょうか。……………	107
問 078	新基盤強化法で拡充された認定農業者に係る措置には、この他にどのようなものがありますか。……………	108
	（推進体制等）	
問 079	認定農業者の経営改善を着実に進めるため、認定後の助言等はどうすればよいですか。……………	109
問 080	農業経営改善計画の作成相談にあたって、留意すべきポイントはなんですか。……………	110
	VI 認定新規就農者制度 ……………	112
問 081	市町村が基本構想を策定するに当たり、青年等が目指すべき農業経営の目標の設定の考え方はどのようなものですか。……………	112
問 082	青年等就農計画制度のねらいは何ですか。……………	113
問 083	青年等就農計画を作成し、市町村の認定を受けることができる者はどのような者です	

問084	認定基準の「計画が市町村の基本構想に照らして適切であること」を判断する際の具体的なポイントは何ですか。……………	114
問085	基本構想の経営指標にない営農類型は認定できないのですか。……………	117
問086	目標とする所得水準が基本構想に示されている水準を下回る場合でも認定されるのですか。……………	117
問087	目標とする所得水準に農畜産物の加工・販売、6次産業化等の取り組みを含めてもよいのですか。……………	118
問088	基本構想の経営指標に現時点で達している経営は、認定されないのでですか。……………	119
問089	認定基準の「計画の達成される見込みが確実であること」とは具体的にどのようなことですか。……………	119
問090	認定基準の「青年以外の個人（六十五歳未満の者）が有する知識及び技能が青年等就農計画の有効期間終了時における農業経営に関する目標を達成するために適切なものであること」とは具体的にどのようなことですか。……………	120
問091	就農予定の市町村が基本構想を策定していない場合、青年等就農計画の認定は受けられないのですか。……………	121
問092	認定新規就農者に対しては、どのような支援措置がありますか。……………	121

問 093	青年等就農計画の有効期間は何年間ですか。……………	122
問 094	新たに農業経営を営もうとする青年等は、青年等就農計画の認定申請をどのように行えばよいでしょうか。……………	123
問 095	六十五歳未満の者の計画認定要件に「商工業その他の事業の経営管理に三年以上従事した者」、「商工業その他の事業の経営管理に関する研究又は指導、教育その他の役務の提供の事業に三年以上従事した者」、「農業又は農業に関連する事業に三年以上従事した者」とありますが、考え方はどのようなものですか。……………	124
問 096	親元就農する青年等就農計画申請者はどのようなことに留意すべきですか。……………	124
問 097	「新たに農業経営を営もうとする青年等」には、現に農業法人等の従業員として農業に従事している者も含まれますか。……………	125
問 098	夫婦で農業経営を開始する場合、青年等就農計画の、①共同申請は可能ですか、②それぞれによる申請は可能ですか。……………	126
問 099	他産業と兼業で農業経営を開始しようとする者も、青年等就農計画制度の対象となりますか。……………	127
問 100	法人の役員の過半数が青年等であることが要件となっておりますが、この青年等の役員についても農業経営開始から五年以内の新規就農者である必要がありますか。……………	128
問 101	個人での経営から法人経営に法人成りした場合は、新たに農業経営を営もうする法人……………	128

	として、青年等就農計画の認定の対象となりますか。……………	128
問102	農業以外の業を営む法人が、分社化せずに自社で新たに農業経営を開始する場合について、青年等就農計画の認定の対象となりますか。……………	129
問103	新たに農業経営を営もうとする法人における青年等の年齢はどのように判断しますか。また、法人の役員に変更があった場合は、年齢はどのように判断しますか。……………	130
問104	青年等就農計画の認定を受けた市町村以外の市町村で青年等が農業経営を開始する場合、再度青年等就農計画の認定を受ける必要がありますか。……………	131
問105	青年等就農計画の提出先は、就農地の市町村とのことですが、就農地が複数の市町村にまたがって存在している場合、該当する全ての市町村に提出して認定を受ける必要がありますか。……………	131
問106	市町村はどのような審査体制で青年等就農計画の認定手続きを進めればよいですか。……………	132
問107	青年等がA市とB市のそれぞれで青年等就農計画の認定を受け、認定新規就農者となり、その後、A市で認定農業者となった場合、どのような取り扱いとなりますか。……………	133
問108	農業経営の開始の時点について、どのように判断・確認しますか。……………	133
問109	青年等就農計画の達成状況の確認はどのように行うのでしょうか。……………	135
問110	青年等就農資金を借り受けるための手続きはどのようなものになっていますか。……………	136
問111	青年等就農資金の貸付対象となる経費はどのような経費ですか。……………	137

問 112	農業機械のリース料や中古品を購入する場合は貸付対象となりますか。……………	138
問 113	実質無担保・無保証人による貸し付けとはどのようなものですか。……………	139
問 114	青年等就農資金を補助残融資のために貸し付けることができますか。……………	139
問 115	認定新規就農者が農地等の取得のため経営体育成強化資金を借り入れる場合の特例措置はどのようなものですか。……………	140
問 116	認定新規就農者が農業近代化資金を借り入れる場合の特例措置はどのようなものですか。……………	140
問 117	青年等就農資金の融資を受けた後に、青年等が認定農業者の認定を受けた場合は、一時償還の対象になりますか。……………	141
問 118	青年等就農資金の融資を受けた後に、青年等が離農して農業に従事しなくなった場合の取り扱いはどうなりますか。……………	141
問 119	農業経営を開始した青年等の死亡等のやむを得ない事情で離農した場合は、一時償還を求めますか。……………	142
問 120	青年等就農計画の有効期間中に、個人の経営を中止し法人の経営に参画する場合、借り受けた資金の残額を一時償還する必要がありますか。……………	142
問 121	青年等就農資金の特認の融資を受けるための要件は何ですか。……………	143
問 122	青年等就農資金の特認の融資を受けるためには、どのような手続きが必要ですか。……………	144

VII 農業経営基盤強化促進事業

目次	145
一、総論	145

問123	農業経営基盤強化促進事業を実施する際の原則について説明して下さい。	145
問124	農業経営基盤強化促進事業の実施について、都道府県、市町村段階の推進体制はどうしたらよいか説明して下さい。	146
問125	農業経営基盤強化促進事業は地域の営農問題に深く関わっていますが、普及組織の果たすべき役割について説明して下さい。	148
問126	農業経営基盤強化促進事業を実施する際の手順について説明して下さい。	149
問127	二、農業経営基盤強化促進事業（法第十七条、基本要綱第10及び別紙7関連） 農業経営基盤強化促進事業の支柱であった利用権設定等促進事業が廃止され、地域計画推進事業が新設された理由を説明して下さい。	151
問128	農用地利用集積計画を農地中間管理機構作成の農用地利用集積等促進計画になぜ統合するのででしょうか。その理由を教えてください。	154
問129	農用地利用集積計画は農地中間管理機構作成の農用地利用集積等促進計画に統合されることに懸念はないのでしょうか。手続きが煩雑になることや、農地中間管理機構の処理能力に問題はないのでしょうか。	156
問130	農業経営基盤強化促進事業は、市街化区域内で実施できますか。	158

問131	市町村が、基本構想において農業経営基盤強化促進事業の実施地域を、例えば農用地区域に限定することは適当でしょうか。……………	159
問132	農業経営基盤強化促進事業を実施する場合の林業的土地利用との調整はどのようにすればよいのでしょうか。……………	161
問133	地域計画推進事業はどういう趣旨の事業でしょうか。利用権設定等促進事業との違いはどこにありますか。……………	162
(農業者等による協議の場の設置等)		
問134	市町村は円滑な協議運営に向けて、どのような体制を整え、準備すればよいでしょうか。……………	163
問135	協議の場の設置区域はどうなりますか。……………	164
問136	協議の場は、既存の類似の場を活用することはできますか。……………	165
問137	協議の場の参加者はどうなりますか。……………	166
問138	協議の場で協議する事項は、どのようなことを話し合えばよいのでしょうか。……………	167
問139	市町村は、協議の場の運営をどのように進めたらよいでしょうか。……………	169
問140	協議の場に当たり、関係機関の役割にはどのようなことがありますか。建設的な協議のため、各々の機関が提供する資料は何でしょうか。……………	170
問141	協議の場でどの程度、話が煮詰まれば、合意に達した、一定の方向が出たと判断でき	

	るのでしょいか。……………	172
問142	協議の場で協議事項がまとまらない場合（合意ができない場合、一定の方向が出ない場合）どう対応したらよいでしょうか。……………	173
問143	旧農地中間管理事業法に規定する農業者等による協議の場での話し合いの結果を活用できますか。……………	174
	（地域計画・目標地図の作成）	
	（全体関係）	
問144	地域計画・目標地図作成の目的を教えてください。……………	175
問145	地域計画と人・農地プランとの違いは何でしょうか。……………	176
問146	地域計画の策定期限はいつまでですか。……………	177
問147	地域計画は策定期限までに完璧な計画を作らなければならないでしょうか。……………	178
	（地域計画の作成・変更）	
問148	地域計画の記載事項を教えてください。……………	179
問149	地域計画が満たさなければならぬ要件を教えてください。……………	180
問150	地域計画の作成・変更手続きを説明して下さい。……………	182
問151	地域計画の公告等までの手続きはどのようにすればよいでしょうか。……………	188
問152	地域計画の変更・見直しはどのような頻度で行うのでしょうか。……………	189

問 153	地域計画に係る個人情報はそのように扱ったらいですか。……………	190
問 154	地域計画と人・農地プランとの関係について説明して下さい。……………	191
問 155	市街化区域や基本構想を定めていない市町村の区域においても地域計画を策定しなければならぬでしょうか。……………	192
(目標地図)		
問 156	目標地図の作成手順を説明して下さい。……………	193
問 157	目標地図の考え方を説明して下さい。……………	195
問 158	目標地図に位置付ける「農業を担う者」とはどのような人でしょうか。人・農地プランの「中心経営体」と何が異なるのでしょうか。……………	198
問 159	目標地図に位置付けられるような人がいない場合には、どうすればよいか教えてください。……………	199
問 160	既に地域の農地の大部分を担い手が引き受けている地域では、どのように目標地図を作成すればよいでしょうか。……………	200
問 161	農業委員会は目標地図の素案提出等に協力すると規定されましたが、その意味するところをどうとらえたらよいでしょうか（旧農地中間管理事業法における「必要な協力」との違い）。……………	201
問 162	省力化の観点等からタブレットの活用が推奨されていますが、高齢化している農業委	

員にとつては、タブレットの円滑な活用には困難が伴うことも予想されます。どのような技術的支援を受けられるのでしょうか。……………	202
(地域計画の達成・目標地図の実現)	
(市町村による計画管理等)	
問163 地域計画の実現に向けて、市町村、農業委員会など関係者はどのように取り組んでいくべきか教えて下さい。……………	203
(農業委員会による利用権の設定等の促進等)	
問164 農業委員会は地域計画達成に向けてどのような活動を期待されているのでしょうか。また、旧基盤強化法時代の農用地利用調整活動との違いがありますか。……………	205
問165 地域計画区域内の農地所有者には何か責務が課されますか。……………	206
(地域計画区域内の農用地の所有者からのあっせんの申出、買入協議)	
問166 地域計画の区域内の農用地の所有者からの農業委員会に対する所有権移転のあっせんの申出を受けて、農業委員会が農地中間管理機構による買入協議を行う旨の通知の要請を市町村の長に行うのはどのような場合でしょうか(法第二十二條第一項関係)。……………	207
問167 農業委員会からの要請を受けた市町村の長が農用地の所有者に対し、「農地中間管理機構が買入協議を行う旨」を通知するのは、どのような場合でしょうか。通知を受けた農用地の所有者にはいかなる制限がかかりますか(法第二十二條第二項〜五項関係)。……………	208

問168	農地中間管理機構による買入協議について説明して下さい（法第二十二條第二項～五項関係）。	209
問169	農地中間管理機構が買入協議を通じて農用地を買い入れた場合、その譲渡所得に税制上の特例措置がありますか（法第二十二條関係）。	210
	（利用権の設定等に関する協議の勧告）	
問170	同意市町村が地域計画区域内の農地所有者等に対し、利用権の設定等に関する協議を勧告するのは、どのような状況にある農用地等が該当するのでしょうか（法第二十二條の二）。	210
	（地域計画の特例）	
問171	農業委員会等による地域計画に係る提案とはどのようなものですか。提案できる場合の要件がありますか（法第二十二條の三）。	211
問172	特例に係る区域においては利用権の設定等にどのような制限がかかりますか（法第二十二條の四）。	213
問173	特例に係る地域計画区域内の土地所有者から農地中間管理機構が農地を取得した場合にどのような税制上の特例措置がありますか。	214
	（地域計画の区域における農用地利用集積等促進計画の決定）	
問174	農地中間管理事業と地域計画との関係を教えてください。	214

問175	地域計画と農地中間管理機構が策定する農用地利用集積等促進計画とはどのような関係にあるのでしょうか。説明して下さい（法第二十二條の五）。	215
問176	出し手から農地中間管理機構への利用権設定と農地中間管理機構による受け手に対する貸付けはどのように進めるのですか。	216
問177	農用地利用集積等促進計画決定時の考慮要素「地域計画の達成に資する」はどのように判断するのでしょうか。農地中間管理機構による公募廃止とは関係があるのでしょうか。	218
	（土地改良法の特例等）	
問178	新基盤強化法では、農地中間管理機構関連農地整備事業の対象農地に農業経営等の委託に係る農地も追加されましたが、これに伴う土地改良法の特例（法第二十二條の六）を説明して下さい。	220
問179	新基盤強化法では地域計画区域内農地について、農振法の特例が定められました。その内容はどのようなものなのでしょうか。	221
	（旧基盤強化法経過措置）	
問180	法施行前に旧基盤強化法に基づき策定された基本方針、基本構想は法施行と同時に失効するのでしょうか（一部改正法附則第二條）。	222
問181	新基盤強化法では農用地の利用関係の調整等に関する措置が大幅に見直されています	

問182	が、どのような経過措置が設けられていますか（一部改正法附則第三条）。	223
問182	協議の結果の公表、地域計画の策定はいつまでに行わなければなりませんか（一部改正法附則第四条）。	224
問183	一部改正法施行後、市町村はいつまで旧基盤強化法による農用地利用集積計画を策定することができですか。また、法施行前に策定された農用地利用集積計画により設定等された利用権の効力はどうなりますか（一部改正法附則第五条）。	225
問184	一部改正法施行前に旧基盤強化法による特例農用地利用規程を定めました。新基盤強化法施行により、その効力はどうなりますか（一部改正法附則第六条）。	226
問185	旧農地中間管理事業法により設置された農業者等による協議の場はどうなりますか。新基盤強化法に基づく協議の場に移行するのですか（一部改正法附則第十一条）。	227
	(その他)	
問186	一部改正法による基盤強化法改正では、主な改正理由として「農地の集約化等の取組への加速」が挙げられていますが、その趣旨は何でしょうか。担い手への集積率向上の重要性が低下したということでしょうか。	228
問187	新基盤強化法で措置された農地集約化に向けた取組を説明してください。	229
問188	農地について、「農用地の効率的かつ安定的な農業経営」「農用地の効率的かつ総合的な利用」「農用地の利用の効率化及び高度化の促進」など、様々な用語が使用されて	

	います。それぞれの意味、違いを説明して下さい。……………	231
問189	農業に関わる人についても、「担い手」「中心的経営体」「農業を担う者」「地域の農地利用を担う多様な経営体」など、様々な用語が使用されています。それぞれの意味、違いを説明して下さい。……………	232
問190	一部改正法案提出の理由は何でしょうか。……………	233
問191	新基盤強化法等の意義をどうとらえるべきでしょうか。……………	234
	(税制)	
問192	農業経営基盤強化促進法及び農地中間管理事業法に関する税制上の特例はどのようなのですか。……………	235
	三、農用地利用改善事業	
問193	農用地利用改善事業とはどのような事業ですか。……………	239
問194	各地域に野菜部会、酪農部会といった機能集団の活動が行われていますが、農用地利用改善事業を行う場合、これら作目別機能集団の活動とは、どのような関係になるのですか。……………	240
問195	他地区からの入作者の農用地利用改善事業への参加について説明して下さい。……………	242
	(実施区域)	
問196	実施区域はどの程度の広がりがあればよいのでしょうか。……………	243

問197	近隣の複数の実施団体の申請によってその地区が重なる場合もあると考えられますが、この場合どう調整したらよいですか。……………	244
	(実施団体)	
問198	農用地利用改善団体を作るにはどうすればよいでしょうか。……………	245
問199	農業の経営を行う農事組合法人等農地所有適格法人は農用地利用改善事業の実施団体になれるのですか。……………	248
	(農用地利用規程)	
問200	農業経営基盤強化促進法等第二十三条第二項第三～五号の作付地の集団化、農作業の効率化、農用地の利用関係の改善は各号の例示にすぎないのですか。または認定の要件となるのですか。……………	250
問201	市町村は、どのような場合に農用地利用規程を認定するのでしょうか。また、認定を受けることによりどのような効果が生じますか。……………	251
問202	農用地利用規程の変更はどのように行えばよいのでしょうか。……………	252
問203	農用地利用規程の認定の取り消しは、どのような場合に行われるのですか。……………	254
	(実施団体の特典等)	
問204	農用地利用改善団体、特定農業法人にはどのようなメリットがあるのでしょうか。……………	255
問205	農用地利用改善事業の実施団体は農用地の権利を取得できますか。また、取得できな	

	いとすれば、実施団体が中心となって農用地の権利関係等の集団的な利用調整をどのような方法で行えばよいのでしょうか。……………	256
問206	農用地利用改善事業の実施団体が農用地の利用調整を行った場合に、その効果を活かすためにはどのようにしたらよいのでしょうか。……………	257
問207	新農業経営基盤強化法には、農業協同組合の正組合員資格についての特例規程が見当たりません。特例を受けられなくなったのですか。そもそも特例とはどういうものですか。……………	259
問208	農用地利用改善事業を行う農事組合法人が、土地改良事業の実施主体になれますか。……………	262
	(特定農業法人・特定農業団体)	
問209	特定農業法人又は特定農業団体とは、どのような法人(団体)ですか。……………	263
問210	特定農業法人又は特定農業団体制度が創設された趣旨、背景はどのようなものですか。……………	265
問211	特定農業法人にはどのような法人がなれますか。……………	266
問212	特定農業法人又は特定農業団体の設立のためには、どのような手続きが必要ですか。……………	267
問213	特定農用地利用規程の認定を受ける際の、申請の手続きについて教えて下さい。……………	268
問214	特定農用地利用規程の認定に際し、市町村として必要な手続きはどのようなものですか。……………	270
問215	特定農業法人又は特定農業団体になるためには、どのような要件を満たす必要がありますか。……………	270

	ますか（特定農用地利用規程の認定の要件）。	271
問 216	特定農業法人又は特定農業団体は、新たに設立する必要があるのですか。既存の法人又は団体を特定農業法人として位置づけることは可能ですか。	272
問 217	特定農業法人又は特定農業団体は、農用地の利用権の設定等若しくは農作業の受託を受けて地区内の相当部分について利用集積を行うこととされていますが、「相当部分」とはどの程度ですか。	273
問 218	農用地利用改善団体の区域内の農用地面積の過半を集積するという要件は厳しすぎるのではないのでしょうか。	273
問 219	利用集積面積には農作業受託面積を含むのでしょうか。	274
問 220	集積目標が達成されなかった場合には、何らかのペナルティーがあるのですか。	275
問 221	特定農用地利用規程の認定要件にある「農用地利用改善団体の構成員から利用権の設定等若しくは農作業の委託の申し出があった場合に特定農業法人又は特定農業団体が引き受けることが確実」とは、どのようにして判断すればよいのですか。	275
問 222	特定農業法人又は特定農業団体になると、どんな条件が悪い農地でも引き受ける義務が生じるのでしょうか。	276
問 223	同一の特定農用地利用規程に複数の特定農業法人又は特定農業団体を定めることは可能ですか。	278

問 224	農用地利用改善団体の区域外にある法人又は団体を、当該改善団体の特定農用地利用規程で特定農業法人又は特定農業団体として定めることは可能でしょうか。……………	278
問 225	特定農業法人又は特定農業団体は、稲作等の部門を行っている法人又は団体に限定されるのでしょうか。……………	279
問 226	複数の特定農用地利用規程で、同一の法人又は団体を特定農業法人又は特定農業団体として位置づけることは可能でしょうか。……………	279
問 227	例えば、市町村の全域を対象とするような広域型の特定農業法人又は特定農業団体は、成立し得るのでしょうか。……………	280
問 228	特定農業法人を認定農業者と、特定農用地利用規程を認定計画とみなす理由は何ですか。……………	280
問 229	認定農業者とみなされることにより、税制、金融面のメリット措置も適用されるのでしょうか。……………	281
問 230	特定農用地利用規程には、なぜ有効期間が設けられているのですか。……………	282
問 231	特定農用地利用規程の有効期間は、なぜ五年間とされているのですか。……………	282
問 232	五年間の有効期間が経過した場合には、特定農用地利用規程はどうなるのでしょうか。……………	283
問 233	特定農用地利用規程の延長が認められるのは、どのような場合ですか。……………	284
問 234	特定農用地利用規程の有効期間が経過した場合には、農業経営基盤強化準備金はどう	

	なるのでしょうか。……………	285
問235	特定農用地利用規程を延長する際の、申請の手続きについて教えて下さい。……………	285
問236	特定農用地利用規程を変更する際の取り扱いについて教えて下さい。……………	286
問237	特定農用地利用規程が取り消されるのは、どのような場合でしょうか。……………	287
問238	農用地利用改善団体は、農業委員会等に対し、農用地利用改善事業に関する必要な助言を求めることができるかとされていますが、どのような趣旨で、このような規定が設けられたのでしょうか。……………	288
問239	認定農業者等に対する利用権の設定等の「勸奨」とは、どのようなものですか。……………	289
問240	農用地利用改善団体がその構成員に対して行う「勸奨」は、構成員に対して強制力を有するものなのでしょうか。……………	290
問241	特定農業法人に対する課税の特例措置（農業経営基盤強化準備金制度）とは、どのようなものですか。……………	291
問242	農業経営基盤強化準備金制度の適用対象はどのようになっていきますか。……………	292
問243	積み立てた農業経営基盤強化準備金を益金に算入することとなるのは、どのような場合ですか。……………	292
問244	圧縮記帳とは、どのようなものですか。……………	293
問245	農業経営基盤強化準備金を取り崩した場合に圧縮記帳できるのは、どのような資産を……………	293

	取得した場合でしょうか。……………	294
問 246	対象となる農業用の固定資産とは、どのようなものですか。……………	295
問 247	特定農業法人が農業用機械等を他に貸し付けている場合は、圧縮記帳の対象となるのでしょうか。……………	296
問 248	農用地利用改善団体の区域外の農用地を取得するため、準備金を取り崩してこれに充てる場合は圧縮記帳は可能でしょうか。また、改善団体の区域外で専ら使用する機械・施設の場合はどうでしょうか。……………	296
問 249	農業経営基盤強化準備金は圧縮記帳と連動する結果、課税の繰り延べとしての効果があることはわかりますが、準備金制度のPR上、改めて準備金のメリットを教えてください。……………	297
	五、農作業の受委託を促進する事業等	
問 250	法第四条第三項第三号の「委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業」「その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業」の内容について説明して下さい。……………	298
	六、事業の普及推進	
問 251	農業経営基盤強化促進事業の趣旨の普及はどうしたらよいか説明して下さい。……………	300
問 252	遊休農地に関する措置はどのようなようになったのでしょうか。……………	302

七、認定農業者等に関する情報提供等

問 253 認定農業者等に関する情報提供等に当たり留意することは何ですか。…………… 302

問 002

農業経営基盤強化促進法の仕組みについて教えてください。

答

一、農業経営基盤強化促進法は、効率的かつ安定的な農業経営を育成するとともに、これらの農業経営が農業生産の相当部分を担うような農業構造を確立するため、育成すべき効率的かつ安定的な農業経営の目標を明らかにするとともに、その目標に向けて農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者に対する農用地の利用の集積及びこれらの農業者の経営管理の合理化等、農業経営基盤の強化を促進するための措置を総合的に講じることが目的としています。

二、具体的には、

- ① 都道府県及び市町村が農業経営基盤の強化の促進に関する目標、育成すべき農業経営に関する目標、農地中間管理機構に関する事項等を定めた基本方針及び基本構想を作成
- ② 農地中間管理機構特例事業を農業経営の基盤強化措置の重要な推進事業として本法に規定し、農地売買等事業、研修等事業などを実施
- ③ 農業に主体的に取り組もうとする農業者が、農業経営の規模の拡大、生産方式・経営管理の合理化、農業従事の態様の改善等を内容とする農業経営改善計画を作成し、市町村が

地域の実情を踏まえて策定した基本構想に示す経営指標等に照らし、これを市町村等が認定し、この計画に基づき農業者の行う経営改善を支援する認定農業者制度

④ 新たに農業経営を営もうとする青年等が農業経営に関する目標等を内容とする青年等就業計画を作成し、市町村が基本構想に示す経営指標等に照らして認定し、国、農業経営・就農支援センター、農業団体とともに青年等就業計画の達成を支援する認定新規就農者制度

⑤ 市町村が地域の農業者等の協議の結果を踏まえ、農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため、当該協議の対象となった農業上の利用が行われる農用地等の区域における農業経営基盤の強化の促進に関する計画である地域計画を定め、その中で地域の農業の将来の在り方や目指すべき将来の農用地利用の姿である目標地図を明確化し、その実現に向けて、農地中間管理事業及び特別事業を通じて農用地について利用権の設定等を促進する地域計画推進事業

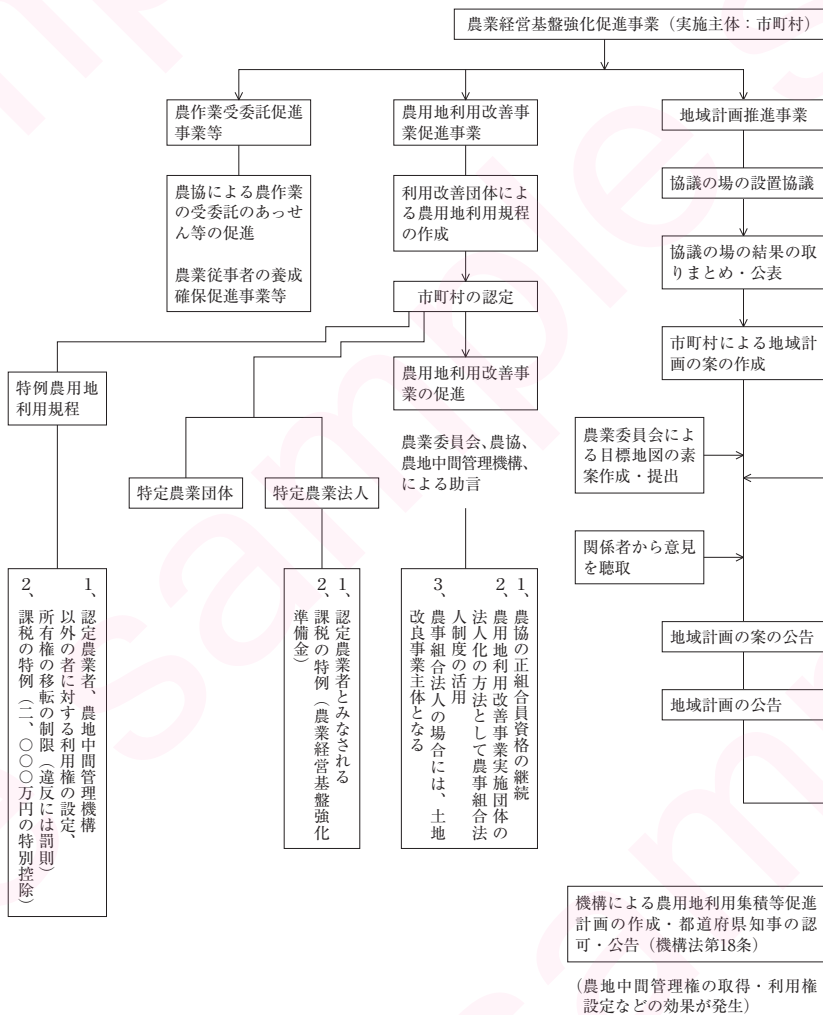
⑥ 農用地の効率的かつ総合的な利用を図る目的として作付地の集団化、農作業の効率化等を話し合いを通じて進める農用地利用改善事業、農作業の受委託を促進する事業等を総合的に講じることとしています。

促進法の仕組み



I 農業経営基盤強化促進法の目的等

農業経営基盤強化



農業経営基盤強化促進法 一問一答集 3訂
定価 2,530 円 (本体 2,300 円) 送料別

平成14年10月 初版
平成25年 5月 改訂版
平成29年 3月 改訂二版
令和 2年 9月 改訂三版
令和 6年 3月 3訂

発行 全国農業委員会ネットワーク機構
一般社団法人 全国農業会議所
東京都千代田区二番町9-8
電話 03(6910)1131

R05-50

落丁、乱丁はお取り換えいたします。